

平成18年 9月29日

1.出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内 智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩  
2番 浦 泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里已  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義  
次長兼総務係長 黒川和広  
議事係 長 松尾和久  
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	前	田	敏	美
市	民	環	境	部	勝	行
福	祉	保	健	部	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	所	代	裕	志
北	方	支	所	末	次	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	院	事	務	長
総	務	課	長	古	賀	甚
財	政	課	長	森		雅
企	画	課	長	宮	下	正
選	挙	管	理	委	員	会
事	務	局	長	古	川	正
監	査	委	員	事	務	局
長				山	下	眞
農	業	委	員	会	事	務
局				森	山	義
長						秀

議 事 日 程 第 8 号

9月29日(金)10時開議

日程第1	第78号議案	武雄市表彰条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第2	第79号議案	武雄市市民栄誉賞条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第3	第80号議案	武雄市国民保護協議会条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	第81号議案	武雄市国民保護対策本部及び武雄市緊急対処事態対策本部条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	第82号議案	武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	第83号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第7	第84号議案	武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第8	第85号議案	武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第9	第86号議案	武雄市モノレール「スカイバス」設置条例の一部を改正する条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第10	第87号議案	武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第11	第88号議案	武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第12	第89号議案	武雄市住民基本台帳の閲覧に関する条例を廃止する条例(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第13	第90号議案	市道路線の廃止について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第14	第91号議案	市道路線の認定について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第15	第92号議案	市道路線の一部変更について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第16	第93号議案	平成18年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(所管常任

		委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第94号議案	平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第95号議案	平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第96号議案	平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第97号議案	平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第21	第98号議案	平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第22	意第2号	新しい地方分権改革の推進を求める意見書(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第23	意第3号	道路特定財源の確保に関する意見書(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第24	閉会中継続審査申し出について(請願第1号・請願第4号)(議決)	
日程第25	閉会中継続調査申し出について(各委員会調査事件)(議決)	

開 議 10時1分

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました意第2号及び意第3号を追加上程いたします。

それでは、付託いたしておりました各議案の審査終了の報告が各常任委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1.第78号議案 武雄市表彰条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長(川原千秋君)〔登壇〕

おはようございます。平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第78号議案 武雄市表彰条例の審査状況について、質疑の概略と結果について報告をいたします。

主な質疑として、第3条(1)の規定に該当する被表彰者の在職年数は、合併前の武雄市、山内町、北方町における相当職の在職期間を通算するののかとの質疑があり、通算するとの答弁がなされ、ほかには特段質疑もなく、慎重審査の結果、原案のとおり可決して差し支えな

いものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第78号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第78号議案は総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2．第79号議案 武雄市市民栄誉賞条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第79号議案 武雄市市民栄誉賞条例は、慎重審査の結果、原案のとおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第79号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第79号議案は総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3．第80号議案 武雄市国民保護協議会条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第80号議案 武雄市国民保護協議会条例の審査状況について、質疑の概略と結果について報告をいたします。

主な質疑として、委員の構成人員について質疑があり、委員の構成は30人以内で国民保護法第40条4項の規定に合わせて委員の構成をするとの答弁がなされ、さらに質疑として、公共機関については九州電力やN T Tがあるが、運輸機関のJ R等はなぜ入っていないのかとの質疑に、まだ委員の構成は決定していないので、今後検討するとの答弁がなされたところでございます。

慎重審査の結果、第80号議案は賛成多数で原案のとおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第80号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

第80号議案 武雄市国民保護協議会条例、あわせて、次の議案であります第81号議案 武雄市国民保護対策本部及び武雄市緊急対処事態対策本部条例、関連しておりますので、関連して反対討論を申し上げます。

この条例は、国から県、そして全国の市町村に法定受託義務として押しつけられ、これまでの防災対策、地震や台風等の防災対策とは大きく異なるものであります。自然災害時を想定しているのではなく、有事、戦争を想定したものであり、国民保護ではなく、国民を保護してくれない法律、条例と言わなければなりません。

国民の保護に関する基本指針によると、武力攻撃事態の想定に四つ想定されています。一つ、着上陸攻撃、二つ、航空攻撃、三つ、弾道ミサイル攻撃、四つ、ゲリラ・特殊部隊による攻撃です。しかし、政府でさえ1、2についてはほとんど想定されない、3、4についても現実性が疑問視されています。まさに、今全国の首長の中でも非常に非現実的なものに対応を迫られており、自治体として苦慮していると考えている首長もおられます。

しかし、樋渡武雄市長の答弁は、質疑の中で共通認識としてあってはならないとしながらも、だれがああ9.11を想定できたでしょうかと、ことさら脅威をあおられているように私は感じた次第であります。

総務委員会の審議の中で、この条例の活動費用に本年度3,400千円を地方交付税として措

置されていると答弁がありました。政府でさえ、新防衛計画大綱にも我が国に対する本格的な侵略事態が起こる可能性は低下しているとしているではありませんか。本当に国民、市民を守るためには、これまでの自治体の責務、自治事務にあります防災対策こそ、強化して進めることこそ必要ではないでしょうか。3,400千円は防災にこそ使うべきと考えます。

委員会で提出していただいたことしの消防庁の予算を見ると、昨年度当初予算に比べて総額で52億円も削減されているではありませんか。本当に今、国民、市民が求めているのは、国の武力攻撃事態、有事態勢へ国民、市民を動員するのではなく、今求められているのは平和を維持するため、日本国憲法の第9条に基づいて平和の外交に力を尽くすべきであります。国の言いなりでなく、自治体の自主性、地方自治を發揮して、有事法制、戦争準備のための協力にきっぱりとノーの声を上げ、はねつけるべきではないでしょうか。本条例の制定に断固反対し、討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

8番（上野淑子君）〔登壇〕

賛成討論をいたします。

私は、第80号議案 武雄市国民保護協議会条例及び第81号議案 武雄市国民保護対策本部及び武雄市緊急対処事態対策本部条例について、賛成の立場で討論いたします。

有事関連法は、国会審議を経て既に可決成立した法律で、県も昨年策定しているものであります。第80号議案は、国民保護法に基づく国民保護計画の策定に当たっての諮問機関となる国民保護協議会について定めるものであり、第81号議案は国民保護法並びに事態対処法に基づき対策本部について定めるものでございます。武力攻撃から国民の命、身体及び財産を守るための条例であります。私は賛同するものであります。全員の賛同をお願いいたします。賛成討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第80号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 第81号議案 武雄市国民保護対策本部及び武雄市緊急対処事態対策本部条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第81号議案 武雄市国民保護対策本部及び武雄市緊急対処事態対策本部条例の審査状況について、質疑の概略と結果について報告いたします。

この条例も第80号議案と関連があり、主な質疑としては、国民は協力しなければならないとあるが、従わなければどうなるのかとの質疑に、協力していただくようになるが、これはまだ想定していないとの答弁がなされたところでございます。

慎重審査の結果、第81号議案は賛成多数で原案のとおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第81号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第81号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5．第82号議案 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第82号議案 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の審査状況について、質疑の概略と結果について報告をいたします。

質疑として、特定任期つき職員の給料表に1号から7号までであるが、給料はどのように決めるのか、また退職金については出すのかとの質問があり、給料の決定については採用者のこれまでの職歴等を判断して決定をする、また退職金については、採用期間が3年から5年なので、年数に応じ出すとの答弁がなされ、さらに今回は、食育課の課長職の採用ということだが、今後はどうなのかと質疑があり、今のところ新たな採用の予定はないが、今後も必要な部署には採用はあり得るとの答弁がなされ、慎重審査の結果、第82号議案は賛成多数で

原案のとおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第82号議案に対する討論を開始いたします。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

第82号議案 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、反対の討論を申し上げます。

市長の演告に、この採用方法により業務の専門性等に応じた弾力的採用を可能とするものであります、こう述べておられますが、それを進めるにしても、現在の組織の不備があるのかどうか説明がありませんでした。専門的職員を把握する上で特に重要な視点として、地域のことを身近に知り尽くして総合的に仕事ができる職員を育てることがどうしても必要ではないでしょうか。

一般質問の中でもこの件に関して質疑が交わされましたが、私は専門的な職員と同時に、そうした対応をとるためには市民や、また職員、または地域の皆さんと一緒にになって委員会というそういう組織を確立し、食育に係わる重要な運動として総合的な施策を運営していくべきではないでしょうか。私は、庁内での体制を検討した上で、この条例が必要かどうか問うべきであり、この条例の制定は時期尚早と考え、反対の討論とするものであります。

議長（杉原豊喜君）

10番吉川議員

10番（吉川里己君）〔登壇〕

第82号議案 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例でございますけれども、これまで定期採用を中心としてやってきたわけでありましてけれども、これからの社会のニーズ、あるいは役所の役割等を考えた上では、今後こういった5年とか3年の任期つき職員の採用はぜひ必要と考えますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第82号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 . 第83号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。報告いたします。

本委員会に付託をされました第83号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、本事件につきましては慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

議論の内容を申しますと、第5条の一部負担金についての意見があり、この第5条では70歳以上の高齢者で一定所得のある方は現行の2割負担が3割負担となる改正でございます。意見といたしましては、2割負担から3割になることにより、高齢者負担が増加する、現役並みの高齢者の負担が増加する、また税制改正により現役並みの所得者が増加されるということが考えられ、ますます負担増につながっていくということで、反対意見等も出されたところでございます。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第83号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。第83号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

今回、提案されている条例の一部改正案は、さきの6月14日参議院本会議で自民党、公明両党の賛成で可決成立した、まさに医療改悪法の中身の一部を具体化したものであります。3歳未満児は本人負担が10分の2、3歳から69歳、10分の3、70歳以上、10分の1、これは現行のままであります。しかし、70歳から74歳の高齢者の窓口負担は、2008年、平成20年4月からはこれが10分の1から10分の2に引き上げられることも、この医療改悪法では既に決められております。恐らく市の条例案も来年には準備されることであろうかと思えます。

今回問題になるのは、現役並みの所得を有する者は、70歳以上を対象に本人の窓口負担を従来の2割負担を3割負担に引き上げるという内容です。福祉生活常任委員会での質疑を通じて、来月10月から実施されるわけでありすけれども、この影響を受ける高齢者、現在のところ390人ということでありました。現役並み所得の基準は、課税所得額1,450千円未満か、あるいはそれ以上か、これが判定の基準になるわけでありす。課税所得1,450千円から

2,130千円未満の人は3割負担になり、経過措置の対象者だと。2,130千円以上は経過措置なしで3割負担を実施されるわけであります。基準額の1,450千円に昨年廃止になった65歳以上の高齢者控除480千円、公的年金等控除縮減分の200千円を加算した額であります。

65歳以上の高齢者は、これらの控除額の廃止によって所得税が増になった人、あるいは特に住民税が今回の6月の調定額に基づいて4倍、5倍になった人、たくさんおられます。これがまた、国保税の増税につながり、さらに介護保険料の増税、まさに雪だるま式になる負担が重くなってきております。これに今回の医療費の負担増であります。これにとどまらず、先ほど指摘した平成20年からは、70歳、74歳は窓口負担が1割から2割になる、受診抑制も既に始まっているという話も聞いております。

さらに65歳から69歳の療養病床入院患者の食費、居住費の負担増、あるいは保険のきく医療と保険のきかない医療を組み合わせた混合診療の拡大、6年後の24年3月までには療養病床の大削減と続いてきます。まさに命のさたも金次第、あるいは金の切れ目が命の切れ目になりかねない、そういう内容であります。

社会保障の大改悪につながるこれらの具体化には反対であります。第83号議案の条例の一部改正に反対する意見を述べておきます。

以上であります。

議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

第83号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論します。

今回の改正は、国の制度改革に伴う改正でありまして、最近の医療費の動向を見ますと、毎年ふえ続けており、国保会計は非常に厳しい状況であります。特に老人に係る医療費が増大しています。

また、今後団塊の世代が高齢化してまいります。言いかえれば、1人当たりの医療費が高い高齢者がふえ、医療費の増大に。これにより財政支出の増大が見込まれます。したがって、国民皆保険制度を維持していく観点から、保険料や税といった国民の負担を抑制して、給付と負担の均衡を図って持続可能なシステムをつくり上げるということが必要であるとして、国の制度が課されたものです。医療費の抑制については、予防重視の取り組みがなされようとしており、期待をするところでもあります。

また、今回の負担割合の改正については、負担と給付の公平性を考えたとき、高齢者であっても現役並みの所得がある方については応分の負担はやむを得ないと考えております。

また、少子化対策として出産一時金の増額改正も含まれており、条例改正に賛成するものであります。どうぞ皆様の御賛同をよろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第83号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7．第84号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第84号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第84号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第84号議案は福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8．第85号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。平成18年9月武雄市議会定例会において本委員会に付託されました第85号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、本年度の4月より国が改正し、また、県の保証協会においても7月から実施されているものであり、武雄市でもこの条例を改正するものでございます。

本事件については、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、御報告します。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第85号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第85号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9．第86号議案 武雄市モノレール「スカイバス」設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第86号議案 武雄市モノレール「スカイバス」設置条例の一部を改正する条例であります。

この条例の改正は、現施設のより有効活用をするために使用期間並びに使用時間を改正するものであります。

これにつきまして、委員の方々から、現在アネックスは廃止され、またかんぼの宿武雄も3月に売却されるというような報道も流れております。そこで、今後再度この条例については検討するべきではないかというような意見が出ました。

本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

済みません、ちょっと聞き漏らしかしれませんけれども、先ほどもちょっと気になったん

ですけれども、反対意見を言われるんですね、継続とかですね。しかし、そうじゃなくて、やはりそれだからこうして採決したんだよと言うていただかなければ、ちょっとにくいところがありますので、継続した方がいいという意見が出たと言われたでしょう、たしか。

〔産業経済常任委員長「継続意見じゃなくて……」〕

だから、そうじゃなくて、意見が出て闘わして、結果的こっちだというふうになったんだよ。だから、可決したんだよということにならなければ、ちょっとさっきも思ったんですけど、聞きづらかったんですけど、私、聞き間違いですかね。

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

これは、委員全員からの意見でございました。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第86号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第86号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10．第87号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第87号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

質疑の内容を申し上げますと、この改正により病院サイドとして、報酬ですね、収入がマイナスなのかプラスなのかという質疑がございまして、答弁としてはマイナス3.16%ぐらいになるという答弁がございました。

また、給食費が今改正により今までの1日単価が1食単価に変更されます。そういうこと

から、病院に影響はどうかという質問がございましたが、これに対しましては、現在市民病院は給食を委託されておりますが、その委託が1食当たりの委託でなされておまして、この影響としては最小限にとどまったという答弁でございます。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第87号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第87号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

内容を見ますと、平成18年厚生労働省告示第92号によって健康保険法、老人保健法が一本化され、診療報酬の額の算定方法が変更になり、結果は診療報酬の額の引き下げになる内容であります。

第83号議案の討論で述べましたように、さきの国会での医療改悪法の審議の過程で、日本医師会も都道府県医師会も強い反対を表明しており、日本医師会も含む国民医療推進協議会が集めた改悪反対の署名は1,700万人にも達しました。武雄市民病院の経営に与える影響も甚大であります。福祉生活常任委員会での審議で明らかになったのは、診療報酬の額の引き下げでマイナス3.16%、医業収益15億円と見て、額に直しますと、影響額は47,000千円の収入減になるという報告であります。

さらに、患者の窓口負担が2割から3割に引き上げられる。将来的には1割から2割に引き上げられる。既に結果として受診の抑制、政府のねらいは医療費の抑制ですから、患者の側からしますと、だんだん病院が遠くなる、そういう結果を現在つくり出しております。その結果、かえって病気が重くなり、医療費も高騰する、悪循環であります。受診抑制がさらに市民病院の事業収入減につながっていきます。既にその傾向は武雄市民病院に限らず、診療所や医院においても出てきております。武雄市民病院で想定されているのは、その結果3%を超える収入減につながる、想定されるということでありませう。

この診療報酬の引き下げと受診抑制との結果、合わせますと6%、医業収益15億円を維持するとしても、90,000千円の影響が出るということでありませう。既に武雄市民病院は国から移譲を受けて、5年間の約70,000千円の赤字補てんの補助金はなくなりました。そういうことを考えるならば、本当に地域に密着した患者と病院の信頼関係をつくり出す上からも、国の法律の改定とはいえ、そういう意味では自治体からも、自治体病院はこぞってこれに反対していくわけですから、自治体側からも強く国に働きかけをしていく必要があるのではない

かと、このことを指摘いたしまして、第87号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

今回の条例の一部改正は、診療報酬の改正に伴う措置で、これまで別立てであった社会保険診療と老人保健診療を一本化し、新しく厚生労働省告示として診療報酬の算定基準等が示されたもので、保険医療機関として保険診療を続けていくためには改正が必要であると、賛成するものであります。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第87号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11．第88号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第88号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例は、慎重審査の結果、原案のとおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第88号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第88号議案は総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12．第89号議案 武雄市住民基本台帳の閲覧に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第89号議案 武雄市住民基本台帳の閲覧に関する条例を廃止する条例でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

質疑の内容の中で、国の基本台帳の一部改正の分でございますけれども、閲覧の内容を毎年1回公表するというようなことで、第11条、それから第11条の2に規定してあります。この方法をどのような方法でやるのかということで質疑がございましたが、この方法については特段規定はされていないということでございまして、今、執行部の方の考えといたしましては広報、または掲示板等を使って広報をしていくということで考えておられるようでございます。

以上でございます。以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第89号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第89号議案は福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13．第90号議案 市道路線の廃止についてから、日程第15．第92号議案 市道路線の一部変更についてまでの3件の議案を一括議題といたします。

3件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第90号議案 市道路線の廃止について、第91号議案 市道路線の認定について、第92号議案 市道路線の一部

変更についてでございますが、以上の事件は慎重審査の結果、いずれも原案どおり可決して差し支えないものと全員一致で可決いたしましたことを報告いたします。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第90号議案から第92号議案までの討論及び採決を行います。討論、採決は議案ごとに行います。

まず、最初に第90号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第90号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第91号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第92号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16．第93号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に分割付託されました第93号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第2回）の審査状況について、質疑の概略と結果について報告をいたします。

まず、市長車の購入についての主な質疑といたしまして、今回の議案は執行部より再提案されたものと認識していいのかとの質疑に対し、提出者より再提案したとの答弁があり、本委員会はそれに基づき審議をいたしました。

提出者より変更の理由として、当初購入しようとしていた車は約4,500千円の環境に優しいハイブリッドカーだったが、市民感情を考慮して既決予算内で買える災害対応車に変更したとの説明がなされ、さらに質疑として、6月議会ではハイブリッドカーを購入するための予算だったのに、ほかの車を購入することができるのかとの質疑に、まだ予算の執行をしていないので、議会の御理解をいただければ、理解を得た上で今後車種等を決定したいとの答弁があり、また、変更したのはいつの時期かとの質疑に対し、6月議会終了後から今回再提案されるまでの間、市長が検討したとの答弁がなされたところでございます。

また、委員より既決予算の白紙撤回はできないかとの質疑がありましたが、制度上できないとの答弁がなされたところであります。

また、なぜ事前に変更の説明がなされなかったのかとの質疑に、説明しなかったことは反省をしているとの答弁がなされ、当委員会としては今後このような事態にならないよう附帯意見を付して、強く申し入れを行ったところでございます。審査の概要は以上でございます。

慎重審査の結果、第93号議案は賛成多数で可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

長時間にわたって質疑の中で大分指摘しておりましたので、簡単に行きたいと思っておりますけれども、結局、今の委員長の報告は、購入価格が高く、市民感情があったので変えた。つまり、6月定例議会では市長車はハイブリッドの四駆がいいと、いろいろ言われたけれども、ようよう市民感情見たぎ、やめたと、取りやめたという意見で、それでいいのですかということが一つですね。まさか市民感情わからなかったわけじゃないわけですし、4,750千円もする車、わからなかったわけじゃないんですね、6月議会に。

じゃあ、一つ聞くのは、6月議会の結論は、じゃあ間違いだったのかということですね。議会で議決したことはですね。今のままやったら、間違いになるわけですから、それ、市民感情を考慮して云々は、それは市長はそういう考えなされるかわからん。しかし、議会の議

決というあり方を考えたら、非常にいびつなものになるんですね。

だから、もう一度聞きますけれども、6月に購入価格はわからなかったのかと。市民感情は考えられなかったのかと。そしてまた、6月に議決したことは間違いだったのか、このことについて、やはり明確にお答えいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

お答えいたします。

間違いだったのかということでございますが、この決定は一応市長がなされたという答弁をいただいております。もちろん、その委員会の中でもいろいろ審議の中で出てまいりましたが、結局、委員会としてもそのハイブリッドカーを最初買うということは、そういうことで決定をしたわけでございますので、予算的にもですね。ですから、そういうことで議会の委員会の中でもいろいろ議論が出たところでございます。しかし、市長が判断をして、再提出をされたということで理解をしたところでございます。

その6月に提出された既決予算が間違いだったのかというのは、6月は先ほど申しましたような形でハイブリッドを買うということでございましたが、今回また再提案をされたということで理解をしたところでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私の-[発言取消]-かもしれませんが、議会はやはりチェック機関ですので、いいか悪いか判断するところなんですね。だから聞いているわけですが、6月議会では確かにハイブリッドがいいんだと。それから四駆のハイブリッド、たしか言われたんですね。それを多数で、やっぱり議決しているわけですね。だから、市長が右と言われたから右、左と言われたら左、それは議会としてとるべき態度じゃないわけですね。

だから、議会として、うん、それはいいと、それに決めようということで議会が議決していくわけですから、変わるのもいいですね。やっぱり会期不継続の原則もありますから。しかし、それはちゃんと理由をしなければ、今みたいに6月は市長のハイブリッドカーの四駆は買って言いやったけん、それもよかて言うたくさんと。今度は違うて言いやっぎ、そいもよかて言うてくんさんない、二つの結論になるわけですね、委員会の結論がですね。だから 私が-[発言取消]-ですか、済みません、何か間違うたごたっですね。-[発言取消]-と。

ちょっとどこ行ったかわかりませんが、だから、議会としてやっぱり独立性持っておりますので、市民に話すとき、これが悪かったからこう変えたんだよと、やっぱり議会が

責任持って言わなければ、市長が言んさったけんというのは通らんですもんね。絶対通らんですよ。市長が提案されたのを我々がチェックして、いいのはいい、悪いのは悪い。もし今の状態であれば、6月議会に、じゃあ、市長車は高級過ぎると。あなたたちは委員会としては、この前、平野議員が見せられましたけれども、写真まで寄せているんな仕様車を寄せられたでしょう。そして計算されたんでしょう。価格もわかつたわけでしょう。わからずに決めたらいいですよ。しかし、わかって決めた。じゃあ、それが間違いやったけん、今度は安かたに決めたということになりますよということですよ。

だから、そこは論議あつたらん、なかったといったら大変なことですからね。市長が提案されたら、議会が受けてからは議会の議案なんですよ。だから、ここでいろんな意見を出し合うて、結論決めるわけでしょう。高いていう話あつたですよ、6月議会でも。しかし、やっぱりこれから先は環境に気をつける時代だと、価格ばかり言うちゃいかんということで、委員長も言われたです、そのときね。もちろん部長も言われたですよ、総務部長もね。そして、一つの方向が出たのは、何で変わったかわからんとですよ。

だから、今度の9月議会で、例えば、ハイブリッドカーに大きな欠点があつたと、だから、このことは変えたいということで議会に理解を求められて、ああ、そうだとしたら変わることもありますよ。何ぼでもそういうことがあります。しかし、何も無いのに、ただ市民感情でと市長が言われたと。そいぎ、議会もこの前決めとつたとは、高過ぎたけんいかんやったということで安いのに決めたとですかと言いよつとですよ。そういうことですので、論議しとらんぎ、論議しとらんでいいですよ。

私、ほんに差別用語ば間違うてですね、この前、同和会の研修があつたそうですけれども、ちょっと「-[難読]」というのは何か間違いだそうでございます。取り消させていただきます。済みません、失礼しました。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

では、お答えいたします。

委員会といたしましては、先ほどの提案されました市民感情という部分もありますが、今回、價格的にも安くなるということで理解をしたところと思います。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

委員長に質問いたします。

私も最初から價格が高いのをわざわざというふうに思っておりました。前の市長の2,000ccのマイルドハイブリッドをそのまま利用されたが一番經濟負担は少ないのかなとい

うふうに思っておりましたけれども、災害対応でハイブリッドでと、高いけれども、結局は燃費を考えれば、相当の安くなるということであれば、何も反対する理由はなかったわけなんですよね。だから、大いにやってほしいなと思っておりました。

ただ、ここで住民感情をとらえて変えると言われましたけれども、住民がそこまでハイブリッドの方が結果的に安くつくかは、まだ皆さんよく知らないと思うわけですよ。だから、市長が聞いた反応というのは、全体像を知らないでの反応であるから、その辺はあるんじゃないかなと思うわけですよ。

そこで、今度安くなると、安くすると言われましたけれども、前はそっちの方が高くなるからハイブリッドの方が安いと言われた。だから、私が今度賛成するに当たっては、次の車が幾らでどう安くなるのかというのを、次の車のことですね、それ、以前のときにも質疑しましたけれども、その次の車のことについて、何ccなのか、そういうふうなことについて話し合われたか、お聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

では、お答えいたします。

先ほど委員長報告の中にもございましたが、既決予算内で購入をしたいということでございますので、車種等はまだ決定はされておられません。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に分割付託されました第93号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第2回）でございます。

本事件については、慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決して差し支えないものと御報告いたします。

この中で、審議の中で7款1項4目・観光施設費についてでございますけれども、この飛龍窯の改修費用でございます。その中で、昨年6月の定例議会の一般質問の際に、「現状での補修を見た場合、天井全部の積みかえは多額の工事費が見込まれ、その工事をしても数年後には同様の補修工事が発生すると思う。継続に当たっては、飛龍窯より小規模の登り窯ではどうかと考えている」という答弁があったことに対しまして、どうして22,000千円程度の小規模の窯は建設できないのかという意見がありました。その中で、現在ある登り窯にしましても、施設の老朽化並びに福岡西方沖地震の被害に遭って、今の登り窯自体も大変危険

な状態になっているそうです。そこで、新たに小さな窯をつくっても、その今ある登り窯をまた改修するとなると、また大きな費用がかかるということでありました。

それにまた一つ、登り窯祭りでの地元の住民並びに窯元さんや市の職員の動員、ボランティアグループの負担がかなり大きいので、今後考えてほしいという意見も出ておりました。それに対しては、いろんなボランティアの数をふやし、少しでも負担が軽くなるような対策をとっていくということでございました。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に分割付託されました第93号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第2回）でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

質疑の中で、説明書のページ11でございますが、2款4項1目18節の備品購入費の予算が高過ぎるのではというような質疑がございました。見積書を提出して説明を受けたところでございますが、やはりちょっと高過ぎるのではというようなことも意見が出ました、内容を見てですね。そういうことで、予算執行のときは財務規則にのっとり、必要最低限で価格が最も安いものを購入するよという指摘の意見も出されまして、協議をいたしました。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に分割付託されました第93号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第2回）でございます。

第1条の歳入歳出予算中、歳入第20款6項4目5節、それと歳出の第4款1項5目、それと、第8款でございます。この3件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して

差し支えないものと全会一致で決定いたしました。

以上、報告終わります。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて、第93号議案に対する質疑をとどめます。

第93号議案に対する討論を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第93号議案に反対します。

もちろん、本予算内容の多くは緊急かつ必要なもので、積極的に賛成できるものであります。また、少しでも安い公用車を購入しようとしている姿勢にも賛意を示すものであります。

さらなる意見として、委員長報告の後に、自己弁護のためか知りませんが、附帯意見を言われておりますが、これはごく当たり前の話で、執行部を軽視するものであり、今後は憤むべきだとの意見を持っております。

ただ一つ、私の反対理由は、6月定例議会の議決とは違う予算組み、つまり下取り価格に当てる予算組みがなされていないからであり、議会議決の効力と重み、議会のあり方について見過ごすことができないからであります。

御承知のとおり、6月定例議会では市長公用車は環境に優しいハイブリッドカーで、しかもいち早く現場に駆けつけることができる四輪駆動の車を購入したいとの市長の意向を踏まえ、議会としても四駆のハイブリッドカー購入を議決したところでございます。川原総務委員長は議会答弁の中で、ハイブリッド車というのは走行燃費がよく、そのことにより年間600千円から1,000千円　これは後で10年間にと訂正されておるようでございます　節約になるということ、それにCO<sub>2</sub>排出を抑制し、環境に優しいと絶賛されております。総務部長もハイブリッドカーの優位性を力説され、しかも下取り車は高く売れる車と選択されております。本来下取り車は新車購入のとき引き渡すもので、下取りを含めての議決だったはずでございます。

また、市長は、より高く売るためにと、オークションにかけられました。それが的中し、本体価格約2,600千円ぐらゐの車が、2年間乗ったのでございますが、2,600千円という高価格で落札されたのは、執行部が言うように大成功だったと思います。

このように、ハイブリッド車購入断念の積極的な理由はどこにも見当たりません。さらに、先ほど委員長報告でも明らかのように、やはり購入を断念しなければならないような重大変更理由は見当たらないと思うところでございます。

先ほど申しましたように、万一、購入しようとするハイブリッド車に大きな欠点があるなど、そういう理由で購入を断念したというなら理解もできますが、この場合でも議決しているのですから、やはり議会の承認は「必要だ」になってきます。9月定例議会で委員会や議会が6月定例議会と違う結論を出せば、議会の権威失墜は火を見るより明らかであります。議会は絶えず中立不偏、威張らず、こびらずが原則であり、大いに反省すべき点だと思います。

また、今議会の質疑の中でも幾度も指摘しましたが、一度議決された議案は、再び議会に提出できない、これが原則であります。もちろん規定がなくても、慣習法として一事不再議、つまり一度決めたことは再び審議しないの原則が働くのは当然のことでございます。一つの事案の結論が定例会の会期ごとに違うのでは、住民の負託にこたえることができないばかりか、議会議決の権威、議決の安定性を損なわせることになります。もちろん、一事不再議は議会が認定するものであり、否決された事案の内容を変更し、再度提出することであれば、一事不再議の原則はもちろん適用されません。事由の変更として 事柄の変更ですね、事由の変更として議会に説明し、承認を受け、変更するのは簡単にできるはずですよ。

私は、6月議会で公用車購入の件で問題があったので反対をしました。しかし、賛成多数で可決すべく議決されたのですから、議決されたことを守らなければなりませんし、当然のことです。

このように、たとえ法の規定がなくても、人は決まりを守るのが人間社会の常識です。約束を守るのは人間としての常識です。そして、決めた約束を変える場合は、その理由を示し、決めてもらった者の承諾を受け、その後新しい考え方を示すのが常識です。人間としての基本的な常識ではないでしょうか。

6月議会ではハイブリッドの四駆は市長車として最適だと決め、9月議会では普通の四駆が最適だとする姿は、公用車購入という一つの事案に対し、二つの結論を出すという、そういう姿で、前代未聞の珍事であり、議会の信頼は失墜してしまいます。このことはただ単に、執行部の変更に追従するへつらい議員、くるくる変わる猫の目行政、思いつき、場当たり、風見鶏のばり雑言が浴びせられても何ら反論できないものと思っているところでございます。

今からでも遅くはありません。議会の権威を保つためにも、6月議会で議決したとおりに、執行部に予算執行をさせるべきです。子供たちの将来や地球環境を守るためにも、環境に優しいハイブリッド車を購入すべきだと力説された多くの議員の皆さん、皆さんが9月議会でも同じく、ハイブリッド車を購入すべきだと主張され、ハイブリッド車を買わないとする今回の予算には反対するという勇気ある決断を心から期待し、討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

10番吉川議員

10番（吉川里己君）〔登壇〕

第93号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第2回）、総務の一般管理費、2款1項1目、それから16款の財産収入に関連いたしまして賛成の立場で討論させていただきたいというふうに思います。

さきの6月議会におきましては、4,550千円のハイブリッド四輪駆動車を購入するという事で検討がなされ、お願いがされたところでありますけれども、その後、議会の声、市民の皆様の声を一考一言した結果、その末に今回、6月議会で議決いただいた3,220千円の予算の枠内で公用車を購入したいと、予算を執行したいという新たな執行部の提案でございます。

どうぞ、この状況を御理解、酌み取りをいただきまして、議員の皆様の賛同をぜひお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

私は今次提案された第93号議案の中身で、2点につき反対討論させていただきます。

1点は、先ほど第80号議案で条例として承認されました項ですけれども、国民保護法関連の歳出の項、予算書の歳出の項で2款1項、総務管理費の項の中の災害対策費の項につきましては、条例に反対する立場で、この予算についても反対いたします。

あわせて、二つ目に、先ほど産業経済委員長の報告にありましたように、今回の予算書の中で7款、商工費の1項4目、観光施設費につきまして、改めてこの予算に対する反対の立場で討論いたします。

先ほど産業経済委員長の方から説明がありましたけれども、常任委員会の中で執行部より、昨年度武雄市の6月議会で一般質問のあった中では、答弁として小規模の登り窯をつくるという方向性が出されました。その予算として、大枠25,000千円程度を計上している旨、実は委員会で説明がありました。もちろん新市の合併に伴い、新市長が自分の方針を提示することは必要でしょう。それ自体は認めます。問題は、この間の議会での旧武雄市議会での質疑の内容、そして費用対効果を見た場合に、この間、金がない、情勢が厳しいということが常に議員からも言われ、執行部からも答弁されました。先ほど委員長報告にありましたように、昨年の議会では25,000千円程度以内で宝くじの助成金の範疇で、実はそういうふうな登り窯をつくらうということが出されましたけれども、今回、費用対効果の面等を見た場合には、率直に言って私は、この扱いにつきましては22,000千円の宝くじの範疇等で、昨年6月に旧武雄市で提案、検討された事項で行くべきだということを申し上げ、この予算については反対いたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

賛成討論ありませんか。7番古川議員

7番（古川盛義君）

私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

当市のキャッチフレーズでございます「いで湯と陶芸のふるさと武雄」ということを全国にアピールするためには、先ほど言われましたとおり、小さい窯で宣伝効果があるのかと。私はどうしても大きい窯で焼く必要があると思います。世界一の登り窯で焼くから、観光客も来る、武雄市の宣伝にもなるんだろうと考えます。

今月から、地元のキルンの森運営協議会が指定管理者として公園の運営、管理をなされます。武雄市の観光資源として、武内の宝として、大いに活用をしていくというような話もされております。このようなことをかんがみて、現飛龍窯の改修をぜひお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第93号議案について反対の立場で討論させていただきます。

私は、まだ今でもハイブリッドと、今度買うという1,000ccか何ccかわかりませんが、そういうのでは災害地に行けないと思いますけれども、それがトータル安くつくかの確信が持てないわけです。そういう前の資料は持っております。しかし、次の資料は何も持っておりません。そこで、それを前のをくつがえすだけの資料がないんです。もし変えるとするならば、その資料を見せて、こう変わりましたと言うべきではないんですかね。安いというのは価格の安さを言っていたのじゃないと思います、これまで。

特に一つ思うのは、変更されるのは変更される、私は悪いと思ったときはすぐ謝れというふうな小さいときからの教育で、すぐ謝って変えるというのは、どっちだっていいことだと思っております。しかし、変えるに当たっては、それなりに言った人に対する、違いますよという話をせんと、自分勝手ということになると思うんですよ。これがもし、この話がまた新聞なりに載る。そしたら、いや、トータル、ハイブリッドが安かてばいて、高かとは買おうてしよんさつと。そいぎ、市民の方が、いやハイブリッドがよか、ハイブリッドがよかと民意になれば、12月議会のときに民意はハイブリッドが多いということで、この既決の予算はそのまま生きてハイブリッドが買えるのかなと、そういうのがわからないわけですよ。

ここの、もう1点、私が今回一番言いたいのは予算の立て方なんです。市長演告の中に書いていることは予算案の中にも加味されてますよと、そういうことは今まで武雄市にはなかったと思うんですよ。何か演告の中にはたくさん書いてあっても、いや、今回は予算にも条例にも出とらんと、次の先のことばいねというふうな判断を皆さんしていたと思うわけです。これが演告に書いてあるのがすべて予算にかかわってくるなら、もうその文面の

一言一句を、これは入っているのかな、これは入っていないのかなというふうな格好になると思うわけですよ。

大体そういう仕方はしていなかったと思うんですよ。大きな考え方を示す、そして今回予算されたものがあったり、予算されなかったものがあり、条例化されるものがあったり、されなかったものがあったんですよ。そこで最終的に判断していたわけですよ。だから、今回のような形で、前の既決予算だからと言えば、もうすべて別のことを言って獲得した予算を、既決予算の範囲だからいいでしょうということを出したら、これが趣旨が同じならいいでしょうけれども、趣旨が違うものを既決予算内で買っていくというのは、これが認められたらちょっと大変なことになると思うわけですよ。

それで、何か委員会の方では附帯意見で今後注意すると、まずかったということはわかっているというふうなことなのかもしれませんけれども、でも、今後その辺を気をつけるというのは、決算委員会とかなんとかで、もう買ってしまったやつを、ああもうこれは買ってしまっただけでいいかなと、そしたら今後注意してくださいよという附帯意見を出すというのはわかりますよ。まだ、これ議会中だから、こっちの執行部の都合のいいときには追加議案はどんどん出てきますよね。もう採決のすぐ前でも出てくるんですよ。だから、そう思ったら、追加議案で1枚のプリントを出せば済むことなんですよ。それをしないというのが、ちょっと私から見れば傲慢に見えるんですよ。

だから、こういうあり方が続いていけば、まだ市長の提案というのはたくさんあるんです。40幾ら具約あるんですよ。それをいっちょいっちょ確実にやっていかんといかんわけですよ。だから、その辺も含めてこういうふうな朝令暮改というのですかね、ハイブリッド災害対応というようなことで、また先ほど言いましたように、市民もよくその辺のお金のことが経済性のことは十分に認知してはいいわけですよ。ただ高い車を買いましたねということだと思いますので、私はこの予算の立て方で、これが通用していいとはいかんというふうに思いますので、反対の意見とします。

議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

第93号議案に賛成の立場から討論したいと思います。

ただいまの反対の意見の中にありましたけれども、ちょっと考えるに、先ほど質疑の中で後ろの方で話をされたときには、私が賛成するにはという話だったんです。いつの間にか反対ということですので、賛成の立場から討論をしたいと思います。

今回の議案につきましては、委員長報告等々で話もありましたように、提案事項としては議案の中では私は本当に今回はよかったなど、正直なところ思っているわけです。これがなぜかということ、議会と執行部は車の両輪という立場から言えば、やっぱり附帯意見の中にも

ありましたように、今後執行部と議会はもっと密に話をしながらやっていくべきだ、この点については私も大いに賛成なんです。

ただ、今回のこの議案の中身は、要するに予算の議案と私は思っております。そういう中で、市長が今現在各町、各部落というたら何か差別になるかもわかりませんが、各地区、各地区に回って話をする中で、ちっと高過ぎりやすんみゃあかという意見が結構多いわけですね。そして、その中でこの間の秋祭りの中でも東川登でも話がありました。あんなたちは市長は安か車ば買よろうもん、400何万円のとば200何万円で買って言いよろうもん、そいぎにゃよかことやったろうもん。ただ、ここで問題は、そのあり方がそういうふうだったので、私は先ほど言ったわけですが、いずれにしても、民意ということを考えれば、予算上は私は特別問題ないと思っておりますので、賛成の立場から討論させていただきます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第93号議案に反対の立場から意見を述べておきたいと思えます。

歳出の面で、国民保護協会委員の報酬195千円、これは先ほど討論の中で明らかになりました。飛龍窯建設工事に対する費用35,044千円、これも討論の中で明らかになりましたし、財産売払費用の3,140千円、あるいは歳出では経費財源補正3,150千円、これも公用車購入に関する意見が続出したので、私は第93号の、特に歳入の項で一言意見を述べておきたいと思えます。

21款の市債であります。土木債では従来の道路橋梁整備事業債101,400千円を減額し、合併特例債398,700千円への切りかえ、大きいのではさらに教育債で義務教育施設整備事業債の146,300千円を減額して、合併特例債33,360千円に切りかえるなど、合併特例債の内示に伴う市債の組み替え32事業分、495,900千円が計上されております。合併特例債が教育債や土木債などに比べて有利だとの判断、組み替えられたものと考えますけれども、合併特例債は総事業費の5%が自治体負担、95%の充当率に対して70%を地方交付税で見ましよう、これは合併を進める側の総務省の宣伝でした。

これらの事業が基準財政需要額に算定されて交付税措置される。しかし、自治体負担の5%と95%の30%、すなわち33.5%は自治体負担になるわけでありませう。合併すれば財政が楽になる、そう宣伝をされてきました。この根拠は、地方交付税の合併による算定の特例、合併算定がえです。この特例というのは、合併後10年間は地方交付税を合併した場合の本来の額に減らさずに、合併しなかった場合にそれぞれの旧市町村が受け取る額を計算して、その合計額を保証するというものであります。しかし、地方交付税は合併前から既に削減されてきてあります。

本会議の質疑でも明らかになりましたけれども、旧武雄市で見た場合、平成15年度決算の普通交付税の額と、平成16年度決算の普通交付税を比較しますと51,000千円の減、普通交付税を補てんされた臨時財政対策債は196,000千円の減になっております。これらを見ますと、地方財政を苦しめている原因はここにあるわけですが、247,000千円の減になっております。平成16年度、平成17年度で比較しますと、臨時財政対策債は120,000千円、これが減ってきております。普通交付税全体で見ますと、合併前から既に減ってきており、合併特例債は70%交付税で見ますとか、あるいは合併後の10年間は交付税は減らしませんという政府の宣伝は、その保証がないと言わざるを得ないところであります。今回の合併特例債の活用は、慎重を期さなければ、将来に負担をふやすことになりかねない、そう考えるものです。

その活用について、今回は土木事業、これは主には生活道路の改良工事が中心でありますので、その分での雇用の拡大、あるいは経済効果等々は見られるかもしれませんが。私が指摘しておきたいのは、この合併特例債をどういう形で使っていくのかと。この間は80億円、長い目を見た場合には80億円を使っていきたいというのが前の議会でも討論されてきたところであります。合併のときの確認事項にもなっているかと思えます。そういった意味では、有利であるとすれば、この合併特例債、何に使っていくのか、全体像を明らかにしつつ、当面、あるいは2年目、3年目、そういう事業計画を議会に示す必要があるのではないかと考えるものであります。この際、そういった意味では合併特例債の活用については、政府の動向、交付税の動向などを見ながら慎重を期していただきたいということを指摘しておきたいと思えます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

賛成の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第93号議案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17．第94号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第94号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）でございますが、本事件につきましては慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

質疑の中で、税制等が改正されまして、国保税もふえてきて、歳入等が確定したのではないかとということで、補正に上げるべきではないかという質疑が出ておりましたが、まだ歳入の金額が決定していないということで、まだ補正はできないということでございます。税務課の試算でも1,555千円以下の方が多いいということで、そう大幅な伸びはないだろうという答弁もあったことでございます。そういうことで議論をいたしました。

以上、報告終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第94号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第94号議案は福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18．第95号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第95号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）でございますが、本事件につきましては慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと、全会一致で決定いたしました。

以上、報告です。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第95号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第95号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19．第96号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第96号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）でございますが、本事件につきましては慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと全会一致で決定いたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第96号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第96号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20．第97号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第97号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）でございますが、本事件につつま

しては慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと全会一致で決定いたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第97号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第97号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21．第98号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

平成18年9月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第98号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）でございますが、本事件につきましては慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第98号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第98号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22．意第2号 新しい地方分権改革の推進を求める意見書を議題といたします。

事務局に朗読させます。緒方事務局長  
緒方議会事務局長

意第2号

新しい地方分権改革の推進を求める意見書  
経済財政運営と構造改革に関する（「省略」と呼ぶ者あり）

〔朗読省略〕

議長（杉原豊喜君）

朗読を省略いたします。

提出者から趣旨の説明を求めます。8番上野議員

8番（上野淑子君）〔登壇〕

新しい地方分権改革の推進を求める意見書の提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となりました意見書案第2号 新しい地方分権改革の推進を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、地方分権改革は新たな段階を迎え、昨年までの三位一体改革においては地方の自由度は拡大せず、不十分な改革に終わりました。今後、国においては新しい地方分権改革の推進をし、平成19年度予算編成において、地方公共団体の安定的な財政運営や住民サービスの提供に支障を来さないよう強く要請するものであります。

全員の御賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第2号は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意第2号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。意第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意第2号は原案のとおり可決されました。

日程第23・意第3号 道路特定財源の確保に関する意見書を議題といたします。

事務局に朗読させます。緒方事務局長

緒方議会事務局長

### 意第3号

#### 道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、地域の産業・経済活動や通勤通学などの（「省略」と呼ぶ者あり）

〔朗読省略〕

議長（杉原豊喜君）

朗読を省略いたします。

提出者から趣旨の説明を求めます。14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

道路特定財源の確保に関する意見書について説明をいたします。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律が今年6月に実施され、7月には道路特定財源の一般財源化を前提とした見直しを図る基本方針が閣議決定されました。地方にとっておこなっている基幹的な幹線道路の整備や交通安全対策の充実とし、道路整備を行うための財源確保が必要であります。道路特定財源制度の検討に当たっては、地方の声や実情を十分配慮、理解されて、道路整備のための財源を確実に確保し、おこなっている地方の道路整備への配分割合を高め、道路整備財源の充実に努めることを武雄市議会としても強く要望するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第3号は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意第3号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。意第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました意第2号及び意第3号は、明記されています関係の方々に送付いたしたいと思えます。その送付文案は議長に御一任願えればと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第2号及び意第3号は、送付文案を起草の上、明記されております方々に送付させていただきます。

日程第24．閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

福祉生活常任委員長から審査中の請願第1号及び総務文教常任委員長から審査中の請願第4号について、今後なお引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付しておりますとおり、議長あて閉会中継続審査申し出書が提出されております。

お諮りいたします。福祉生活常任委員長及び総務文教常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第1号及び請願第4号は申し出書のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第25．閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から議長あて、それぞれ閉会中継続調査申し出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申し出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成18年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。長い間お疲れさまでした。

閉 会 11時57分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

” 副議長 牟田勝浩

” 議員 山崎鉄好

” 議員 小柳義和

” 議員 小池一哉

会議録調製者 緒方正義